

昭和二十六年七月 中官報目録

本紙 自第七三四二号
至第七三六七号
号外 第六三三号
第六三六号

凡例

叙任及び法律令以下の各記事欄は簡便
公文書の上の数字は番号、下段は日
付の下の数字は頁数、()内の数字は号外の番号
頁数の部号外の左側の()内の数字は号外の番号

二五七	所得税法施行規則の一部改正	一	二二二	北緯三十度以南の南西諸島の生産に係る物品の産地証明書に関する政令の一部改正	四九〇
二五八	中央社会事業審議会令廃止	四九〇	二二三	農地調整法施行令の一部を改正する等の政令	四九〇
二五九	指定外証券の報告に関する政令	三九九	二七四	漁業権の消滅時期の指定に関する政令の一部改正	四九〇
二六〇	昭和二十六年において採用される警察予備隊の警務官の任用期間等の臨時特例に関する政令	一四二〇	二七五	国際観光ホテル整備法施行令の一部改正	四九〇
二六一	持株会社整理委員会令の廃止に関する政令	一四二〇	二七六	森林法施行令制定	四九〇
二六二	持株会社整理委員会令の廃止に関する政令	一四二〇	二七七	森林組合令等廃止	四九〇
二六三	外交に関する法律の規定に基き認可の基準等の特別に関する政令	一四二〇	二七九	最高裁判所規則	四九〇
二六四	農業委員会法施行令の一部改正	一四二〇	七	農業共同組合等解散命令系統規則の一部改正	四九〇
二六五	農産物検査手数料令の一部改正	一四二〇	府令		
二六六	食糧管理法施行令の一部改正	一四二〇	三〇	●総理府 財閥解散支配力排除法施行規則を廃止する命令	一四二〇
二六七	公職選挙法施行令の一部改正	一四二〇	三二	●総理府 地方公共団体手数料規則の一部改正	一四二〇
二六八	地方公共団体手数料令の一部改正	一四二〇	三三	●総理府 規則の一部改正	一四二〇
二六九	地方税法施行令の一部改正	一四二〇	二一八	少年院及び少年保護院場所組織規程の一部改正	一四二〇
二七〇	輸出貿易管理令の一部改正	一四二〇	二一九	法務局及び地方事務局長の支局及び出張所設置規則の一部改正	一四二〇
二七一	特別調査資金設置令施行令	一四二〇	二二〇	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二二一	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二二二	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二二三	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二二四	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二二五	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二二六	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二二七	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二二八	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二二九	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二三〇	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二三一	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二三二	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二三三	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二三四	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二三五	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二三六	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二三七	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二三八	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二三九	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二四〇	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二四一	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二四二	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二四三	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二四四	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二四五	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二四六	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二四七	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二四八	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二四九	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二五〇	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二五一	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二五二	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二五三	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二五四	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二五五	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二五六	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二五七	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二五八	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二五九	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二六〇	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二六一	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二六二	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二六三	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二六四	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二六五	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二六六	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二六七	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二六八	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二六九	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二七〇	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二七一	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二七二	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二七三	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二七四	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二七五	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二七六	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二七七	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二七八	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二七九	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二八〇	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二八一	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二八二	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二八三	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二八四	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二八五	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二八六	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二八七	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二八八	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二八九	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二九〇	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二九一	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二九二	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二九三	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二九四	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二九五	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二九六	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二九七	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二九八	同右規則等の一部改正	一四二〇
			二九九	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三〇〇	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三〇一	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三〇二	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三〇三	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三〇四	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三〇五	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三〇六	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三〇七	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三〇八	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三〇九	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三一〇	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三一一	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三一二	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三一三	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三一四	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三一五	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三一六	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三一七	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三一八	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三一九	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三二〇	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三二一	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三二二	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三二三	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三二四	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三二五	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三二六	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三二七	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三二八	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三二九	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三三〇	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三三一	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三三二	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三三三	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三三四	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三三五	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三三六	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三三七	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三三八	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三三九	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三四〇	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三四一	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三四二	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三四三	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三四四	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三四五	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三四六	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三四七	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三四八	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三四九	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三五〇	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三五一	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三五二	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三五三	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三五四	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三五五	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三五六	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三五七	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三五八	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三五九	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三六〇	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三六一	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三六二	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三六三	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三六四	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三六五	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三六六	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三六七	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三六八	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三六九	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三七〇	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三七一	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三七二	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三七三	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三七四	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三七五	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三七六	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三七七	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三七八	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三七九	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三八〇	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三八一	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三八二	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三八三	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三八四	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三八五	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三八六	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三八七	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三八八	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三八九	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三九〇	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三九一	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三九二	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三九三	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三九四	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三九五	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三九六	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三九七	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三九八	同右規則等の一部改正	一四二〇
			三九九	同右規則等の一部改正	一四二〇
			四〇〇	同右規則等の一部改正	一四二〇
			四〇一	同右規則等の一部改正	一四二〇
			四〇二	同右規則等の一部改正	一四二〇
			四〇三	同右規則等の一部改正	一四二〇
			四〇四	同右規則等の一部改正	一四二〇
			四〇五	同右規則等の一部改正	一四二〇
			四〇六	同右規則等の一部改正	一四二〇
			四〇七	同右規則等の一部改正	一四二〇
			四〇八	同右規則等の一部改正	一四二〇
			四〇九	同右規則等の一部改正	一四二〇
			四一〇	同右規則等の一部改正	一四二〇

新長
新長
新長

二四八 連合國財産として指

五〇	農地調整法施行規則の一部改正	三九〇
五一	砂跡汚濁防止法施行規則の一部改正	三九〇
五二	農産物検査法施行規則の一部改正	三九二
五三	林地荒廃防止施設及び漁港に關し公共土木施設整備旧事業費国庫負担法を施行する省令制定	四〇六
五四	復旧事業費の国庫負担をしない小規模施設の指定を定める省令制定	四〇七
五五	運航の安全の確保に關する省令制定	四〇七
五六	船舶気象観測報告規則の一部改正	四〇七
五七	航空補助規則の一部改正	四〇七

五八	海上保安庁職員服制の一部改正	四〇九
五九	モーターボート競走法施行規則	四二九
六〇	モーターボート競走金及び全国モーターボート競走会連合会の設立及び監督に關する規則	四三九
六一	国際観光ホテル整備法施行規則の一部改正	四三九
六二	自動車登録規則	四三九
六三	鉄道建設費算定規則	四三九
六四	自動車運送事業会計規則制定	四三九
六五	運送省組織規程の一部改正	四三九
六六	不動産登記の委託職員を指定する省令等の一部改正	四三九
六七	道路運送車両の保安基準制定	四三九
六八	又は液化ガスを燃料とする自動車等の特別な構造、装置及び性能に關する省令制定	四三九
六九	運輸省組織規程の一部改正	四三九
七〇	自動車登録番号標交付規則	四三九
七一	電気通信省	四三九
七二	電気通信省組織規程の一部改正	四三九
七三	電報手続金等支給規則の一部改正	四三九
七四	職業安定法施行規則の一部改正	四三九
七五	同右	四三九

七一	建設省	四三九
七二	建設省地方支分部局組織規程等の一部改正	四三九
七三	公務住宅法施行規則	四三九
七四	公営住宅建設費負担に關する事務取扱規則制定	四三九
七五	河川耐帯工事の費用必要労働力シフト他ノ工事ノ費用ニ對スル補助ノ手續等廃止	四三九
七六	建築業法施行規則の一部改正	四三九
七七	地方建設局組織規程の一部改正	四三九
七八	建設省組織規程の一部改正	四三九
七九	地方建設局組織規程の一部改正	四三九
八〇	人事院	四三九
八一	規則の分類に關する件の一部改正	四三九
八二	用語の定義に關する件の一部改正	四三九
八三	任命権者に關する件の一部改正	四三九
八四	休職の期間に關する件改正	四三九
八五	職員の数に關する件改正	四三九
八六	職員ノ異者補償に關する件	四三九
八七	補償に關する職員ノ異者補償に關する件	四三九
八八	公益事業委員会	四三九
八九	発水力調査回表類交付規則等の一部改正	四三九

九〇	ガスの料金算定基準業令施行規則の一部改正	四三九
九一	ガス事業会計規則	四三九
九二	地方財政委員会	四三九
九三	市町村に對し概算交付すべき昭和二十六年度分の地方財政平衡交付金の額の特例に關する規則	四三九
九四	地方財政委員会の職員ノ身分を証明する証書に關する規則	四三九
九五	道府県に對し概算交付すべき昭和二十六年度分の地方財政平衡交付金の額の交付時期等の特例に關する規則	四三九
九六	地方税法施行規則の一部改正	四三九
九七	証券取引委員会	四三九
九八	商法の一部を改正する法律の施行等に伴う証券取引委員会規則の整理等に關する規則	四三九
九九	未発行の有価証券の売買に關する規則	四三九
一〇〇	文化財保護委員会	四三九
一〇一	特別登録事務天然記念物又は史跡名勝天然記念物現狀変更等許可申請規則	四三九

一〇二	海上保安庁	四三九
一〇三	航路啓開所の名称位置及び内部組織に關する命令の一部改正	四三九
一〇四	連合國財産の返還等に關する政令により讓渡することを命じし小財産	四三九
一〇五	町村の廢置分合(広島県)	四三九
一〇六	村の境界変更(同)	四三九
一〇七	ドイツ財産管理令に基き、ドイツ財産でなく、同財産指定に關する政令により讓渡することを命じし小財産	四三九
一〇八	小売物価統計調査規則第四條第一項による商品又はサービスを指定する告示の一部改正	四三九
一〇九	持株会社整理委員会令としての持株会社として一條を解除した会社	四三九
一一〇	右同令同條の指定者としての指定を解除した者	四三九
一一一	市村の廢置分合(栃木県)	四三九
一一二	市村を町とする処分(富原町)	四三九
一一三	島根県東江村設置	四三九
一一四	右同村の属する郡を那賀とする件	四三九
一一五	市村の廢置分合(鳥根県)	四三九
一一六	同右(同)	四三九

二七三 同右(広島県)

三三三 同右

三三八 同右(広島県)

四三九 同右

四三九 同右

四三九 同右

二四八	連合國財産として指定した財産	五〇三	二七三	町を市とする処分(徳島県小松島市)	五〇六	八四三	第三千九百九十九号無線局の右同	八四二	無線局運用規則による無線標識及び無線標識業務を取り扱う海界局に関する件の一部改正	二〇七	八六三	海上保安庁横浜海岸場所等変更	一六三
二四九	連合國財産の返還等に関する政令により大蔵大臣に通知した事項	五〇三	二七四	昭和二十五年工業セクタスの調査表の統計目的以外の使用につて承認	五〇七	八四四	第八百五十九号無線局の右同	八四三	無線標識業務を取り扱う海界局に関する件の一部改正	二〇七	八六四	昭和二十五年電業監視委員会告示第四十一号の無線局の通信の相手方変更	一六三
二五〇	右同令により議決し又は引き渡すことを命じた財産	五〇三	九	●統計委員会	五〇七	八四五	第二千零九十九号無線局の右同	八四四	無線局免許	二〇七	八六五	同第四十二号の無線局の右同	一六三
二五一	島根県津和野郡津和野村	四四三	●公正取引委員会	●公正取引委員会	五〇七	八四六	江戶丸無線局の免許人変更	八四四	根室地区警察署無線電話局の通信の相手方変更	二〇七	八六六	同第四十三号の無線局の通信の相手方及び設置場所変更	一七三
二五二	町村の廢置分合(島根県)	四四三	●地方財政委員会	●地方財政委員会	五〇七	八四七	宮崎県通信用出張所構内無線局の無線設備の設置場所等変更	八四四	M.S.五七無線局の電波の形式等変更	二〇七	八六七	同第四十四号の無線局の通信の相手方変更	一七三
二五三	同右(同)	四四三	七	自走車行走を行うことのできる市指定	五〇七	八四八	宮崎県通信用出張所地の警察署構内無線局の右同	八四四	第五山水丸無線局の免許人変更	二〇七	八六八	同第四十五号の無線局の右同	一七三
二五四	同右(同)	四四三	八	地方競馬を行うことのできる市指定	五〇七	八四九	宮崎県通信用出張所構内無線局の常置場所変更	八四四	第三瀧喜丸無線局の無線局免許	二〇七	八六九	同第四十六号の無線局の通信の相手方及び設置場所変更	一七三
二五五	同右(同)	四四三	九	自走車行走を行うことのできる市指定	五〇七	八五〇	標津無線局の通信の相手方変更	八四五	周波数変更	二〇七	八七〇	同第四十七号の無線局の通信の相手方変更	一七三
二五六	同右(同)	四四三	●電波監理委員会	●電波監理委員会	五〇七	八五一	津波丸無線局の通信の相手方変更	八四五	同右	二〇七	八七一	同第四十八号の無線局の右同	一七三
二五七	同右(同)	四四三	八〇六	無線局免許	五〇七	八五二	津波丸無線局の通信の相手方変更	八四五	同右	二〇七	八七二	同第四十九号の無線局の通信の相手方及び設置場所変更	一七三
二五八	島根県津和野郡津和野村設置	四四三	八〇七	同右	五〇七	八五三	津波丸無線局の通信の相手方変更	八四五	同右	二〇七	八七三	同第五十号の無線局の通信の相手方及び設置場所変更	一七三
二五九	村の境界変更(島根県)	四四三	八〇八	同右	五〇七	八五四	津波丸無線局の通信の相手方変更	八四五	同右	二〇七	八七四	同第五十一号の無線局の通信の相手方及び設置場所変更	一七三
二六〇	町の境界変更(千葉県)	四四三	八〇九	同右	五〇七	八五五	津波丸無線局の通信の相手方変更	八四五	同右	二〇七	八七五	同第五十二号の無線局の通信の相手方及び設置場所変更	一七三
二六一	村の境界変更(神奈川県)	四四三	八一〇	同右	五〇七	八五六	津波丸無線局の通信の相手方変更	八四五	同右	二〇七	八七六	同第五十三号の無線局の通信の相手方変更	一七三
二六二	町村(同)	四四三	八一一	同右	五〇七	八五七	津波丸無線局の通信の相手方変更	八四五	同右	二〇七	八七七	同第五十四号の無線局の右同	一七三
二六三	町村の境界変更(同)	四四三	八一二	同右	五〇七	八五八	津波丸無線局の通信の相手方変更	八四五	同右	二〇七			
二六四	村の境界変更(滋賀県)	四四三	八一三	同右	五〇七	八五九	津波丸無線局の通信の相手方変更	八四五	同右	二〇七			
二六五	町の境界変更(愛媛県)	四四三	八一四	同右	五〇七	八六〇	津波丸無線局の通信の相手方変更	八四五	同右	二〇七			
二六六	町の境界変更(山形県)	四四三	八一五	同右	五〇七	八六一	津波丸無線局の通信の相手方変更	八四五	同右	二〇七			
二六七	町(群馬県)	四四三	八一六	同右	五〇七	八六二	津波丸無線局の通信の相手方変更	八四五	同右	二〇七			
二六八	同右(栃木県)	四四三	八一七	同右	五〇七	八六三	津波丸無線局の通信の相手方変更	八四五	同右	二〇七			
二六九	同右(同)	四四三	八一八	同右	五〇七	八六四	津波丸無線局の通信の相手方変更	八四五	同右	二〇七			
二七〇	同右(山梨県)	四四三	八一九	同右	五〇七	八六五	津波丸無線局の通信の相手方変更	八四五	同右	二〇七			
二七一	山梨県中野郡都留町設置	四四三	八二〇	同右	五〇七	八六六	津波丸無線局の通信の相手方変更	八四五	同右	二〇七			
二七二	村の境界変更(山梨県)	四四三	八二一	同右	五〇七	八六七	津波丸無線局の通信の相手方変更	八四五	同右	二〇七			

改正 二四七 同右同

八七八	同第五十五号の無線局の通信の相手方及び設置場所変更	二六三	八八九	無線局承認	二六六	九二八	同右	二六二	九五九	同右	四四四	九四九	第一東水丸無線局の	五三三
八七九	同第五十六号の無線局の通信の相手方変更	二六三	九〇〇	同右	二六六	九二九	社団法人下関水産振興組合設置の下関海岸部の周波数変更	二六二	九六〇	同右	四四四	九五〇	同右	四四四
八八〇	同第五十七号の無線局の右同	二六三	九〇一	無線局免許	二六六	九三〇	無線局免許	二六二	九六一	同右	四四四	九六一	同右	四四四
八八一	同第五十八号の無線局の通信の相手方及び設置場所変更	二六三	九〇二	無線局承認	二六六	九三一	無線局承認	二六二	九六二	第六大生丸無線局の主な停泊港変更	四四四	九六二	同右	四四四
八八二	同第五十九号の無線局の通信の相手方変更	二六三	九〇三	無線局免許	二六六	九三二	無線局承認	二六二	九六三	第三米丸無線局の周波数変更	四四四	九六三	同右	四四四
八八三	同第六十号の無線局の右同	二六三	九〇四	無線局承認	二六六	九三三	同右	二九三	九六四	日録丸無線局にレール設置増設	四四四	九六四	同右	四四四
八八四	同第六十一号の無線局の通信の相手方及び設置場所変更	二六三	九〇五	無線局免許	二六六	九三四	同右	二九三	九六五	無線局承認	四四四	九六五	同右	四四四
八八五	同第六十二号の無線局の右同	二六三	九〇六	同右	二六六	九三五	同右	二九三	九六六	無線局免許	四四四	九六六	同右	四四四
八八六	同第六十三号の無線局の通信の相手方変更	二六三	九〇七	無線局承認	二六六	九三六	漁警局の通信時間制の一部改正	四〇三	九六七	無線局承認	四四四	九六七	同右	四四四
八八七	同第六十四号の無線局の右同	二六三	九〇八	無線局承認	二六六	九三七	無線局承認	四〇三	九六八	同右	四四四	九六八	同右	四四四
八八八	無線機型式検定規則による型式検定に合格したものを	二六三	九〇九	無線局免許	二六六	九三八	同右	四〇三	九六九	無線局承認	四四四	九六九	同右	四四四
八八九	同右	二六三	九一〇	無線局免許	二六六	九三九	中央気象台新島測候所無線局の空申線の型式変更	四〇三	九七〇	同右	四四四	九七〇	同右	四四四
八九〇	同右	二六三	九一一	無線局免許	二六六	九四〇	無線局承認	四〇三	九七一	長崎海上防地区警察署無線局の空申線の型式変更	四四四	九七一	同右	四四四
八九一	同右	二六三	九一二	無線局免許	二六六	九四一	同右	四〇三	九七二	無線局承認	四四四	九七二	同右	四四四
八九二	漁業通信に使用する電波の型式及び周波数の使用区別並びに漁業局の通信時間制	二六三	九一三	無線局承認	二六六	九四二	昭和二十六年電波監理委員会告示第九号の東京設置消防用陸上移動局の設置場所変更	四〇三	九七三	無線局承認	四四四	九七三	同右	四四四
八九三	無線局免許	二六三	九一四	無線局承認	二六六	九四三	同右	四〇三	九七四	無線局免許	四四四	九七四	同右	四四四
八九四	同右	二六三	九一五	無線局承認	二六六	九四四	同右	四〇三	九七五	同右	四四四	九七五	同右	四四四
八九五	同右	二六三	九一六	無線局承認	二六六	九四五	同右	四〇三	九七六	同右	四四四	九七六	同右	四四四
八九六	同右	二六三	九一七	無線局承認	二六六	九四六	同右	四〇三	九七七	同右	四四四	九七七	同右	四四四
八九七	同右	二六三	九一八	無線局承認	二六六	九四七	同右	四〇三	九七八	同右	四四四	九七八	同右	四四四
八九八	同右	二六三	九一九	無線局承認	二六六	九四八	同右	四〇三	九七九	同右	四四四	九七九	同右	四四四
八九九	同右	二六三	九二〇	無線局承認	二六六	九四九	同右	四〇三	九八〇	同右	四四四	九八〇	同右	四四四
九〇〇	同右	二六三	九二一	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	九八一	同右	四四四	九八一	同右	四四四
九〇一	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	九八二	同右	四四四	九八二	同右	四四四
九〇二	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	九八三	同右	四四四	九八三	同右	四四四
九〇三	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	九八四	同右	四四四	九八四	同右	四四四
九〇四	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	九八五	同右	四四四	九八五	同右	四四四
九〇五	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	九八六	同右	四四四	九八六	同右	四四四
九〇六	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	九八七	同右	四四四	九八七	同右	四四四
九〇七	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	九八八	同右	四四四	九八八	同右	四四四
九〇八	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	九八九	同右	四四四	九八九	同右	四四四
九〇九	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	九九〇	同右	四四四	九九〇	同右	四四四
九一〇	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	九九一	同右	四四四	九九一	同右	四四四
九一一	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	九九二	同右	四四四	九九二	同右	四四四
九一二	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	九九三	同右	四四四	九九三	同右	四四四
九一三	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	九九四	同右	四四四	九九四	同右	四四四
九一四	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	九九五	同右	四四四	九九五	同右	四四四
九一五	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	九九六	同右	四四四	九九六	同右	四四四
九一六	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	九九七	同右	四四四	九九七	同右	四四四
九一七	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	九九八	同右	四四四	九九八	同右	四四四
九一八	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	九九九	同右	四四四	九九九	同右	四四四
九一九	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇〇〇	同右	四四四	一〇〇〇	同右	四四四
九二〇	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇〇一	同右	四四四	一〇〇一	同右	四四四
九二一	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇〇二	同右	四四四	一〇〇二	同右	四四四
九二二	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇〇三	同右	四四四	一〇〇三	同右	四四四
九二三	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇〇四	同右	四四四	一〇〇四	同右	四四四
九二四	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇〇五	同右	四四四	一〇〇五	同右	四四四
九二五	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇〇六	同右	四四四	一〇〇六	同右	四四四
九二六	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇〇七	同右	四四四	一〇〇七	同右	四四四
九二七	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇〇八	同右	四四四	一〇〇八	同右	四四四
九二八	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇〇九	同右	四四四	一〇〇九	同右	四四四
九二九	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇一〇	同右	四四四	一〇一〇	同右	四四四
九三〇	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇一一	同右	四四四	一〇一一	同右	四四四
九三一	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇一二	同右	四四四	一〇一二	同右	四四四
九三二	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇一三	同右	四四四	一〇一三	同右	四四四
九三三	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇一四	同右	四四四	一〇一四	同右	四四四
九三四	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇一五	同右	四四四	一〇一五	同右	四四四
九三五	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇一六	同右	四四四	一〇一六	同右	四四四
九三六	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇一七	同右	四四四	一〇一七	同右	四四四
九三七	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇一八	同右	四四四	一〇一八	同右	四四四
九三八	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇一九	同右	四四四	一〇一九	同右	四四四
九三九	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇二〇	同右	四四四	一〇二〇	同右	四四四
九四〇	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇二一	同右	四四四	一〇二一	同右	四四四
九四一	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇二二	同右	四四四	一〇二二	同右	四四四
九四二	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇二三	同右	四四四	一〇二三	同右	四四四
九四三	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇二四	同右	四四四	一〇二四	同右	四四四
九四四	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇二五	同右	四四四	一〇二五	同右	四四四
九四五	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇二六	同右	四四四	一〇二六	同右	四四四
九四六	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇二七	同右	四四四	一〇二七	同右	四四四
九四七	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇二八	同右	四四四	一〇二八	同右	四四四
九四八	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇二九	同右	四四四	一〇二九	同右	四四四
九四九	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇三〇	同右	四四四	一〇三〇	同右	四四四
九五〇	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇三一	同右	四四四	一〇三一	同右	四四四
九五〇	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇三二	同右	四四四	一〇三二	同右	四四四
九五〇	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇三三	同右	四四四	一〇三三	同右	四四四
九五〇	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇三四	同右	四四四	一〇三四	同右	四四四
九五〇	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇三五	同右	四四四	一〇三五	同右	四四四
九五〇	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇三六	同右	四四四	一〇三六	同右	四四四
九五〇	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇三七	同右	四四四	一〇三七	同右	四四四
九五〇	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇三八	同右	四四四	一〇三八	同右	四四四
九五〇	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇三九	同右	四四四	一〇三九	同右	四四四
九五〇	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇四〇	同右	四四四	一〇四〇	同右	四四四
九五〇	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇四一	同右	四四四	一〇四一	同右	四四四
九五〇	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇四二	同右	四四四	一〇四二	同右	四四四
九五〇	同右	二六三	九二二	無線局承認	二六六	九五〇	同右	四〇三	一〇四三	同右	四四四	一〇四三	同右</	

八九九	大日本信用組合第三回 割増金附定期貯金の 細目等	二五九	九二五	第一回東京北支店定期 金の細目等	一八〇〇	九三〇	南都銀行第一回同種 定期貯金の細目等	一四二二	九四五	熊本信用組合第一 回割増金の細目等	三七三	九六一	東濃大野信用組合大 信割増金附定期貯金 の細目等	三九六
九〇〇	幸福無盡第五回幸福 定期貯金の細目等	二五九	九二六	宮崎無盡第六回福栄 定期貯金の細目等	一八〇〇	九三一	青森信用組合第二回 定期貯金の細目等	一四二二	九四六	宮崎農協振興定期 貯金の細目等	三七三	九六二	西尾信用組合第六回 定期貯金の細目等	三九六
九〇一	大分農協第六回二回 のり定期貯金の細目 等	二五九	九二七	第七回三徳無盡割増 定期貯金の細目等	一八〇〇	九三二	徳山信用組合割増金 附第四回定期貯金の 細目等	一四二二	九四七	第六回長崎農協割増 定期貯金の細目等	三七三	九六三	第十二回若手殖産銀 行たから定期貯金の 細目等	三九六
九〇二	第一回富山県たのし み積金の細目	二五九	九二八	東海銀行第十二回割 増金附メリオン定期 貯金の細目等	一八〇〇	九三三	百五銀行第八回福壽 定期貯金の細目等	一四二二	九四八	宮城農協第一回東 農定期貯金の細目等	三七三	九六四	姫路、鈴鹿農協割増 金附定期貯金の細目 等	三九六
九〇三	アメリカ生命保険会 社等の日本における 保険事業の營業免許 希望定期貯金の細目 等	二五九	九二九	第十二号北洋無盡 ホーマー定期貯金の 細目等	一八〇〇	九三四	信託銀行第七回マイ ヤネホ定期貯金の細 目等	一四二二	九四九	第五回栃木農協み のり定期貯金の細目 等	三七三	九六五	兵庫農協第四回入 美愛定期貯金の細目 等	三九六
九〇四	興産無盡第八回興産 希望定期貯金の細目 等	二五九	九三〇	山口無盡第三回割増 金附定期貯金の細目 等	一八〇〇	九三五	小川無盡第一回みの り定期貯金の細目等	一四二二	九五〇	新市町農協設立三週 年記念定期貯金の細 目等	三七三	九六六	大分同銀行第三回 割増金附定期貯金の 細目等	三九六
九〇五	第六回全信同種定期 貯金の細目等	二五九	九三一	千葉農協第六回同 のり定期貯金の細目 等	一八〇〇	九三六	近畿無盡第七回ラッ ク定期貯金の細目 等	一四二二	九五一	横井村農協割増金附 定期貯金の細目等	三七三	九六七	易管理法により両替 業務を営むことにつ いての認可	三九六
九〇六	川崎市信用組合割増 金附四ツ葉定期貯金 の細目等	二五九	九三二	割増金附朝日定期貯 金の細目等	一八〇〇	九三七	昭和商業無盡第八回 割増金附定期貯金の 細目等	一四二二	九五二	横川農協二回割増 金附入美愛定期貯金 の細目等	三七三	九六八	神奈川農協割増金 附定期貯金の細目 等	三九六
九〇七	鹿児島信用組合第四 回定期貯金の細目等	二五九	九三三	返還することを要し 金の細目等	一八〇〇	九三八	岩田信用組合第二回 割増金附定期貯金の 細目等	一四二二	九五三	河南農協久美愛割増 定期貯金の細目等	三七三	九六九	山上新農協創立三週 年記念定期貯金の細 目等	三九六
九〇八	青森信用組合第三 回割増金附定期貯金 の細目等	二五九	九三三	連合国財産の返還等 に關する政令により 譲渡し、引き渡すこ とを命じし財産	一八〇〇	九三九	パシフィック・ナシ ヨナル火災保険株式 会社等の日本におけ る保險事業の營業認 可	一四二二	九五四	太平洋無盡第四回大 連合国財産の返還等 に關する政令により 引き渡すことを命じ た財産	三七三	九七〇	横浜興信銀行第十一 回同種定期貯金の細 目等	三九六
九〇九	岡山農協協同定期 貯金の細目等	二五九	九三三	右同令により貸借 契約を締結し、引き 渡すことを命じし財 産	一八〇〇	九四〇	常盤無盡第四回とき わ定期貯金の細目等	一四二二	九五五	連合国財産の返還等 に關する政令により 引き渡すことを命じ た財産	三七三	九七一	大分同銀行第三回 割増金附定期貯金の 細目等	三九六
九一〇	愛知県第七回愛慶定 期貯金の細目等	二五九	九三三	右同令により譲渡 し、引き渡すことを 命じし財産	一八〇〇	九四一	坂田信用組合第一回 幸運定期貯金の細目 等	一四二二	九五六	連合国財産管理人解 任	三七三	九七二	第七回秋風ほがらか 定期貯金の細目等	三九六
九一一	葛生農協第二回割増 金附積立貯金の細目 等	二五九	九三三	神戸銀行第十三回幸 運定期貯金の細目等	一八〇〇	九四二	西宮信用組合割増金 附及び不定期貯金の 細目等	一四二二	九五七	ホーメ保険株式会社 等の日本における自 動車保險事業の營業 認可	三七三	九七三	希望定期貯金の細目 等	三九六
九一二	香川農協第六回同 業割増定期貯金の細 目等	二五九	九三三	水上郡信用組合割増 金附第一回榮富定期 貯金の細目等	一八〇〇	九四三	島田信用組合第二回 ニコニコ定期積金の 細目等	一四二二	九五八	両利銀行第九回福壽 定期貯金の細目等	三七三	九七四	第八回青銀幸運定期 貯金の細目等	三九六
九一三	第二回山口県湯湯え び不定期貯金の細目 等	二五九	九三三	第三回日南信用組合 割増金附不定期貯貯 金の細目等	一八〇〇	九四四	第一回澁谷信用組合 割増定期貯金の細目 等	一四二二	九五九	広島銀行第十回不 定期貯金の細目等	三七三	九七五	酒類の級別を決定に 關する告示の一部改 正	三九六
九一四	第二回東銀オリンピ ック定期貯金の細目 等	二五九	九三三	第一回澁谷信用組合 割増定期貯金の細目 等	一八〇〇	九四四	第一回澁谷信用組合 割増定期貯金の細目 等	一四二二	九六〇	定期貯金の細目等	三七三			

九七六 國民貯蓄組合法施行

九七九 學校法人関西學院

九八〇 式部中

九八二

<p>○大藏省 ●昭和二十六年度予備費使用 (自昭和二十六年四月至六月) 六〇三</p> <p>○通商産業省 ●日本工業規格設定(纖維板等) 四三</p> <p>●弁理士の登録および登録のまつ消 三三三</p> <p>○運輸省 ●日本工業規格設定(船用隔離燈等) 五八〇</p> <p>○経済安定本部 ●物資供給調整審議会委員の任期 三三三</p>	<p>地方自治事項 ○千葉県 ●江戸川改修工事用地のため 取用すべき土地の細目 五八二</p> <p>公共企業体事項 ○日本国有鉄道公示 一七二 連絡運輸規則の一部 改正 六六</p> <p>一七三 総武本線葛張・稻毛 間に新検見川停車場 設置 二〇六</p> <p>一七四 旅客及び荷物運送規 則の一部改正 二〇二</p> <p>一七五 荷物代金引換規程の 一部改正 二〇二</p> <p>一七六 福知山線池田停車場 等改称 二〇二</p> <p>一七七 連絡運輸規則の一部 改正 二〇二</p> <p>一七八 釧路市で開催する重 要文化財展示会出品 物に対する割引貨率 車場改称 二〇二</p> <p>一八〇 公認小荷物所規程 の一部改正 二〇二</p>	<p>一八一 山田線等に仮停車場 設置 四八三</p> <p>一八二 信越本線沼津停車場 等における小口搬貨 物の配達の取次の取 扱廃止 四四九</p> <p>一八三 飯田線山口停車場 廃止 四四九</p> <p>一八四 連絡運輸規則の一部 改正 四七四</p> <p>一八五 同右 四七五</p> <p>一八六 同右 五九九</p> <p>一八七 日本国有鉄道の収入 中証券をもつて収納 し得る収入の種目に ついての一部改正 五七〇</p> <p>日本弁護士連合会事項 ○日本弁護士連合会 人事院公告 二〇六</p> <p>●第四回国家公務員(五級職・ 六級職)採用試験公告 四八三</p> <p>●裁判所職員採用試験公告 五九九</p> <p>總理府公告 ●資格審査結果公告 〃 ●財閥関係役員審査結果公告 二八二</p> <p>●承継会社指定解除公告 二八二</p> <p>大蔵省公告 ●証券処理調整協議会解散 〃 ●昭和二十六年政府第八回室 くじ及び第七回短期至くじ 発売要領 〃</p> <p>運輸省公告 ●昭和二十六年度通案内業 試験の合格者 〃</p> <p>建設省公告 ●基本測量成果公告 三三三</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

その執行年度決定 五八六
科目表に追加 四八三
明書 一〇二